

相続新聞

平成15年(2003)5月10日号

節税よりも 資産分割が先決

これらの相続対策はどうあるべきか。平成十五年度の税制改正を踏まえながら、資産運用、金融商品、ソリューションの視点から、有識者の方々が語るMDRT日本会理事由井伯秀氏による「相続問題」の解説。



MDRT日本会理事 由井 伯秀氏

MDRTとは「世界100万ドル円卓会議」の略称。保険・年金商品・その他金融商品を取り扱える金融マン(日本では生保・証券会社、銀行、独立代理店など)のうち、全世界で業績トップ6%のメンバーのみで構成される国際機関。プロフェッショナリズム・顧客優先主義・社会貢献を活動の柱としており、日本での入会基準達成率は約0.2%。

――今回の税制改正を行う評価しますか。相続対策を必要としている層への影響はありますか?

由井一 税務上の観点から見ると、今回の個人資産税関係項目の改正に関しては、一般に5%程度といわれる相続税対策をしなければならない人々にとって、税務面での直接的メリットはありません。待できないでしょう。最高税率を70%から50%に引き下げたことは評価しますが、対象となる数的範囲が非常に狭いといわざるをえません。

今回の税制改正最大の目的は、資産移転や住宅投資の活発化です。つまり財務省が考へている対象は、相続税を心配しないでいる九五%の人々を含めた日本全体の個人金融資産なのです。この部分の活性・流動化を推進

して、景気対策やデフレ対策にしようとの試みと見るべきではないでしょうか。

現在の日本人の高齢者は、平均で約三、〇〇〇万円もの金融資産を保有しています。大半は相続税がかからない人達ですが、高い贈与税がかかるという不安感に踏み切れず、結局は眠らせたままにしてしまってい るというのが実態です。その約五六%が本来動性の最も高い預貯金です。

国際的に見ても、かなり深刻な経済状態にある現在の日本にとって、世界に誇れる唯一の財産と言われているのが、まさにこの個人金融資産一、四〇〇兆円なのです。しかも、その約七〇%を高齢者が保有しているのです。

――では、今回の税制改正は、相続対策にはあまり活用できないと…

由井一 いや、実をいうとそうではないのです。一般に相続対策の三つの基本といわれる節税・納税資金確保・遺産分割のうち、確かに単純な節税には活用にくいのですが、本来の“相続問題”的な制度が創設されたと考

ます、簡単に現状の問題点から考えてみましょう。いわゆる相続対策を大上段に構えたサービスとは、五%程度しかいない富裕層を対象としたものが中心で、費用もかなり高額です。プライバシーの問題なども本り、誰もが気軽に専門家に依頼して完璧な対策を打てるわけではありません。日本の場合、資産家の財産のうち約七割が不動産、株式です。そのほとんどは換金性に乏しく、分割しにくいためです。一番嫌な思いをするのも裁判沙汰になるのも、ほとんどこの部分です。

ですから、本当なら事前の相続対策はこの分割に力を入れるべきなのですが、正部分においては、税金の課税制度など、贈与税の改めにに対する防止策的意味合いも強く、むしろ結果的には増税になるのではないかでしょうか。この点に関しても、非常に事例が多く対応人數も広範囲で、相続法二六条(生命保険の評価減余項)の廃止なども同様です。

実際、ある程度の富裕層でも、分割対策をしない状態で相続が発生してしまうことがあります。かりやすくして比較的簡単な事情もあり、結局、分割が中心になりがちです。

ということはよくある話です。ところが、相続税は原則として、一〇ヶ月以内に現金で払わなければならぬ。多少の相続税は覚悟していたにしても、全額のない状況で分割協議を進めることになりますから、様々なトラブルが発生してきます。形見分けの腕時計一つのもめごとから、会社の経営権の争いにまで発展してしまったという事例すらあります。

弁護士や税理士に相談す

るのは、このように相続の発生後、それも“争族問題”が起きた後という例が多いようです。

結論としては、“相続税対策”をしなければならぬのは確かに五%程度の人達ですが、“相続問題対策”となると、持ち家で子どもが一人以上いる家庭などもが全ての人に降りかかる、ほぼ全ての人に降りかかるつくる問題といえるでしょう。しかも、日本の個人金融資産は決して少なくありません。米国のように極端な富の集中もありません。こうした点を加味しながら、相続対策の三大原則ともいうべきスキームに、あえて優先順位をつけるとしたら、「資産分割」「納税

」といふ二つです。これが相続対策の骨子です。つまり、まず浮かぶのが節税で、資産にしても不動産を中心だという感じでした。やつていうことと言えば、わざわざ不必要な借金をしてみたり、いかに資産の評価を下げて納税額をおさえるかということばかり…。そうではなく、分割をメインに考え、納税していく行い、節税は最後でいい。今回の税制改正はそういうことですか。

由井一そうですね。ただ、物納を含む納税資金に関しても“調達”ではなしシフトした方がいいでし

るのではないでしょうか。裁判になつたという話は、あまり聞いたことがありません。日本では、同じ相続問題を取り扱う専門家として「弁護士」と「税理士」とでは全く観点が異なるというのもおもしろい事象でしょう。

そう考へると今回の生前贈与は、「生前相続」ともいえべき「生前資産分割」による、かなり有効な相続対策スキームを提供してくれる画期的な制度といえるでしょう。適用範囲としても、富裕層を含む、ほぼ全ての人々に様々な形で有効に機能させることができます。

関係が大きく変わつていくかもしれませんね。親を大事にしないと損をするとか、義父母の介護ができる女性だけがモテるようになるとか。でも、何か問題点はないのですか。

由井一今後、いろいろと検証されていくでしょうが、今確実にいえること

は、資産の種類と機能について正しく認識し、正確な分析のもとに明確な目的をもつて有効なポートフォリオを組む…こういうことの重要性が増していくということです。そこに不可欠な概念として、「期間利益」と「リスクマネジメント」についての認識が求められることになるでしょう。当然、金利や為替、保険や年金、有価証券などの複雑で多様化している金融商品、さらに不動産鑑定など、金融・経済全般の具体的かつ専門的な知識や情報が必要になってきます。ここに税務上のメリット、デメリットなどが絡んでくるわけで、税金のコストを一つのリスク、手を打たないで争族が発生することも一つのリスク、と考えてみれば解りやすいでしょう。マイナスの財産を含めて、これらがすべての結果を生み出すのです。要するに国民全体が認識を新たにし、積極的に自分達の財産について考えなければならぬ時期にさしかかってきたということで、これが自己責任原則の普及にもつながることになるでしょう。

—高齢化社会に向かう世の中全体の価値観や家族

(次号に続く)